

食費と居住費(滞在費)の負担の軽減(負担限度額認定)制度について

《負担限度額認定とは》

施設サービス(ショートステイを含む)を利用される場合、食費や居住費(滞在費)は利用者負担となりますが、世帯全員が住民税非課税かつその他要件を満たす方については、限度額を設けることで負担が軽減される制度です。

①対象の要件となる**所得及び預貯金等の基準**について

利用者負担段階	所得区分等	預貯金等の基準
第1段階	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 又は生活保護を利用されている方	単身 1,000 万円 夫婦 2,000 万円以内
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が 年額80万円以下の方	単身 650 万円 夫婦 1,650 万円以内
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が 年額80万円超120万円以下の方	単身 550 万円 夫婦 1,550 万円以内
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が 年額120万円を超える方	単身 500 万円 夫婦 1,500 万円以内

次のいずれかに該当する場合、認定を受けられません。

(1)本人が住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

(2)住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も住民税非課税)でも、預貯金額が基準を超える場合

【裏面もご覧ください】

②施設入所者および短期入所サービス(ショートステイ)利用者の負担限度額(1日あたり)

令和6年8月1日
から

居住費(滞在費)の負担の軽減(負担限度額認定)が見直されます

※は令和6年8月1日からの金額です。

所得区分等	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	820円 ※880円	490円 ※550円	490円(320円) ※550円(380円)	0円	300円	300円
第2段階	820円 ※880円	490円 ※550円	490円(420円) ※550円(480円)	370円 ※430円	390円	600円
第3段階①	1,310円 ※1,370円	1,310円 ※1,370円	1,310円(820円) ※1,370円(880円)	370円 ※430円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円 ※1,370円	1,310円 ※1,370円	1,310円(820円) ※1,370円(880円)	370円 ※430円	1,360円	1,300円

◆()内は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

◆施設と利用者間で契約された居住費等・食費が※1基準費用額を下回っている場合は、契約内容との差額になります。

※1基準費用額・・・施設における居住費等・食費の平均的な費用を勘案して定める額(1日あたり)